

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市連携大学学生等支援事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	多様な人材の確保及び若者等の就業や交流の機会の最大化を図り、交流人口、移住・定住人口の拡大を目的として、島たびバイトや島内二次交通、長期滞在の経費の一部を補助するもの
補助事業者	佐渡市と連携協定を締結している大学等に所属する学生等
補助対象経費	島たびバイト支援事業：船賃(カーフェリー2等料金)及び市内での宿泊料(食費は含まない。) EVカーシェア支援事業：佐渡市役所両津支所で実施しているEVカーシェアリングの利用料金 EVレンタサイクル支援事業：EVレンタサイクルの1日当たりの利用料金 合宿滞在支援事業：文化芸術活動及びスポーツを行う市外の学生団体による合宿に要する宿泊経費
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	島たびバイト支援事業：20,000円を上限 EVカーシェア支援事業：5,000円を上限 EVレンタサイクル支援事業：1,500円。ただし両津港・相川観光案内所での貸出しの場合は2,000円 合宿滞在支援事業：年間10万円を上限 ○少額（5万円以下）補助金の理由 大学生一人当たりの旅費、宿泊費等を補助対象とするため
補助率等	1/2以内、定額等 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 連携大学の学生20人の短期アルバイト受入れ ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法

補助制度開始	令和6年7月1日
見直し時期	令和7年9月30日
補助終期	令和8年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 連携大学への個別募集、HP掲載
事業担当	（担当部署） 企画部総合政策課
	（電話番号） 63-3802